

所得税の確定申告・住民税申告のご案内



申告相談受付期間 ▶▶▶ 平成23年2月16日(水)～3月15日(火) (土・日曜日は除く)

所得税は、納税者が自分で1年間の所得とその税額を計算して申告することとなっています。まもなく申告の受付が始まります。下記の注意事項を読んでいただき、申告をお願いします。

もし所得税の申告をしなければならないのに、期限までに申告しなかったり、誤った申告をしたりすると、後で不足の税金を納めるだけでなく、加算金や延滞金も納めなければならない場合があります。また、所得税の申告義務のない方でも、控除対象配偶者や扶養親族となっている場合を除き、国民健康保険税の軽減、後期高齢者医療保険料の算定、所得証明書等の交付などのため、収入がない人でも住民税申告が必要となりますので、申告漏れとならないようご注意ください。

申告をする人とは(例示)

■所得税

- ①所得税が課税される人
- ②給与の収入金額が2,000万円を超える人
- ③給与所得者で平成22年の途中で退職や転職をした人で年末調整を受けていない人
- ④日雇いやパートタイマーなどで働いていた人
- ⑤雑損控除、医療費控除、寄附金控除等を受けようとする人

■住民税

- ①上記に該当するが、計算上、所得税がかからない人
 - ②所得がなく、かつ、家族等の扶養親族または控除対象配偶者ではない人
 - ③給与所得が年末調整済で、所得税がかかっていない人で、住民税で医療費控除等を受けようとする人
- ※年末調整を受けた給与所得や退職所得以外の所得(農業所得、不動産所得、雑所得など)の合計額が原則として20万円以下の人は所得税の確定申告は不要ですが、住民税申告が必要です。



申告に必要な書類等

- ㊦ 印鑑(申告書記入時に捺印が必要です)
- ㊧ 家族の中に給与をもらっている人がいれば、それらの人も含めたすべての源泉徴収票
- ㊨ 国民年金や厚生年金、退職年金などの公的年金等をもらっている人は、公的年金等のすべての源泉徴収票
- ㊩ 一時所得や譲渡所得のあった場合は、その金額のわかる関係書類
注) 譲渡所得のある人は、税務署で申告してください
- ㊪ 不動産所得のある場合は、その内容のわかる支払調書、固定資産税課税明細書等
- ㊫ 国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料、国民年金保険料、任意継続の健康保険料を支払っている人は、その領収書(国民年金保険料と国民年金基金保険料の場合は控除証明書を添付)
- ㊬ 生命保険や個人年金の保険料を支払っている人は、支払保険料や掛金の金額などの証明書(いずれも、年末調整で提出した分は除く)
- ㊭ 損害保険(旧長期)の保険料、地震保険の保険料を支払っている人は、支払保険料や掛金の金額などの証明書
- ㊮ 医療費控除を受けようとする場合は、医療費の領収書、介護費用にかかる厚生労働省指定の領収書、また健康保険組合や生命保険会社等の高額療養費、家族療養給付金、入院給付金等を受けられた場合はその金額のわかる明細書、おむつ使用証明書
- ㊯ 障害者手帳等を交付されている人は、障害者手帳等
- ㊰ 寝たきり老人の認定を受けた人は障害者控除対象者認定書
- ㊱ その他、所得の計算や所得控除について必要と思われる書類

男女共同参画社会づくりフォーラム

11月28日に、あいの土山文化ホールで「男女共同参画社会づくりフォーラム」を開催し、市内各地から約180名の参加がありました。

フォーラムでは、各分野で活躍されている市内在住の4人の方々をパネラーに迎え、パネルディスカッションを行い、次のような意見が出されました。

- 子育ては一人ではとても抱えない、誰かと一緒にできない。
- 今はお母さんしか知らない子ども、自分の子どもしか知らないお母さんの「カプセル育児」が進んでいる。
- 仕事一筋で生きている男性は、趣味もなく地域とのつながりも持たずにいて、退職後に戸惑うことになる。
- 小さな子どもを持っている親が夜遅くまで仕事をしていること、親が子育てと家庭生活に参加できないために子どもが育ちにくいことが今、問題となっているため、男女共同参画をも学ぶ場になっている家庭生活の強化が必要である。

● こうした子育てなどの女性の立場や、家族を養うべく仕事一筋で生きてきた男性の現状から、「男はこうあるべき、女はこうすべき」といった社会の在り方が問題の原因になっているのではないかと。それは紛れもない私たちが長い間築いてきた文化の一端でもある。

しかし、文化は絶対的なものではなく変えられる。今の文化の良いところは大切にしながらいかに生きやすい素敵な文化・地域社会を作っていくかの議論は、男女共同参画社会づくりを進めていく出発点になる。

そこで、みんなで取り組む最初の一步として、

男性の方へ

- ① まず自分の使った食器を自分で洗うところから始めてみよう。そうすることで女性の精神的な負担の軽減につながり、男性も台所に立つことに少しずつ慣れていくことができる。
- ② 月1回は料理を作ってみよう。これまで料理を女性に任せていた男性もいざ自分が料理を作らないといけない場合戸惑わないために、少しでも早く簡単な料理から作ってみる。

介護に関わる方へ

介護は、受ける人にも周囲で支える人にもいろいろなしんどさがある。

ある。男女の別なく役割分担して、いろいろな人が介護に携わることが大切である。そのためには会話のキャッチボールができる家族、人間関係でつながっていくことが大事である。

子育てに関わる方・今に関わっていない方へ

自分の生活圏内のことしか知らない人がたくさんいる。自分と違う人がいるとまず知ること、そして違う立場の人がどんなことを日頃考えながら暮らしているのかを知ることで世界が広がり、新しい活動につながっていく。そのためにも自分の日常からちょっと外れて違う活動をしてみることで社会が多面的に見られる。

最後に

これまでの話の中で、良いと思っただことを一つでも実行していただき、自分の家庭から、自分自身から、一つずつ価値観や文化を点検して良いもの(こころ)をまじょう。

すべての人々が性別にとらわれずにお互いの生き方を理解し尊重しながら心豊かに暮らしていける男女共同参画社会の実現のために、今何が必要なのかを考える機会となりました。

甲賀市男女共同参画のまちづくり懇話会 委員募集

男女共同参画のまちづくりを一緒に取り組んでみませんか

市では、地域に根ざした男女共同参画社会の実現に向けて、男女共同参画社会づくりの推進に関する事項を調査・審議する「甲賀市男女共同参画のまちづくり懇話会」を設置しています。

そこで市民の皆さんから、さまざまなご意見・ご提案などを聴きし、ともに考え、男女共同参画推進の施策に反映させるため、懇話会委員を募集します。

募集要項

- ◆ 応募資格：市内在住の満20歳以上の方(ただし、国や地方公共団体の議員や常勤の公務員の方は応募できません。)
- ◆ 募集人数：5名以内
- ◆ 委員の任期：平成23年4月～平成25年3月
- ◆ 委員の主な仕事：年3回程度の会議に出席して、甲賀市における男女共同参画社会づくりの推進に関する事項について、調査・審議・提言などをしていただきます。
- ◆ 募集期間：1月17日(月)～31日(月)
※ご持参いただく場合は、土・日を除く執務時間内にお越しください。郵送の場合は、1月31日到着分までが有効です。
- ◆ 応募方法：人権推進課または各支所に備え付けの応募用紙に必要事項をご記入のうえ、郵送、持参、ファックスまたはEメールで下記までお届けください。なお、応募用紙は市ホームページからもダウンロードできます。
- ◆ 選考：選考結果は応募者全員にお知らせします。なお、必要に応じて面接を実施することがあります。

応募先・問い合わせ

甲賀市 市民環境部 人権推進課(水口庁舎1階)
〒528-8502 水口町水口6053番地
☎65-0695 ☎63-4582 ✉koka245000@city.koka.lg.jp